



METI

Ministry of Economy,
Trade and Industry

情報システムの信頼性向上のための取引慣行・契約に関する研究会
～情報システム・モデル取引・契約書～
(受託開発(一部企画を含む)、保守運用) <第一版>
について

経済産業省 商務情報政策局
情報処理振興課

※報告書は下記に掲載。

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/keiyaku/index.html

- 「情報システムの信頼性向上に関するガイドライン」(平成18年6月)及び「情報サービス・ソフトウェア産業維新(産業構造審議会情報経済分科会)」(平成18年9月)において契約事項の明確化やユーザ・ベンダ間の取引関係等の可視化が必要であると提言。それを受けて情報サービス・システム取引に係るユーザ・ベンダ間のモデル取引・契約書の策定とその活用に向けた検討を実施。
- 平成19年1月18日から2月16日まで、本報告書の原案についてパブリックコメントを実施。4月13日に得られた意見を反映して、最終報告書として、「情報システム・モデル取引・契約書(受託開発(一部企画を含む)、保守運用)〈第一版〉」を公表。本モデル取引・契約書の活用により情報システム取引の可視化、信頼性の向上等が図られると期待される。

2005年8月

産業構造審議会情報サービス・ソフトウェア小委員会

2005年秋

証券取引所におけるシステムに障害など、
社会インフラを担う情報システムの障害が
我が国の経済活動に大きな影響

2006年6月

情報システムの信頼性向上に
関するガイドラインの策定

2006年9月

情報サービス・ソフトウェア小委員会中間とりまとめ
(情報サービス・ソフトウェア産業維新)

モデル取引・契約書(第一版)
(2007年4月13日公表)

■平成18年6月経済産業省に「情報システムの信頼性向上のための取引慣行・契約に関する研究会」、タスクフォース、保守・運用プロセスに関するタスクフォースを設置。

スケジュール

第1回(平成18年6月1日)

情報システムの信頼性向上のための取引慣行・契約に関する論点について(総論)

第2回(平成18年7月14日)

ソフトウェア及びシステムライフサイクルプロセスの可視化
海外(UK/US)の取引慣行について

第3回(平成18年8月10日)

情報システムの開発委託モデル契約書に関する論点整理
超上流、企画・開発フェーズにおける論点整理

第4回(平成18年9月28日)

保守・運用フェーズにおける論点整理

第5回(平成18年10月26日)

モデル取引・契約書の検討

第6回(平成18年12月15日) 中間まとめ(案)について

〈1月18日～2月16日〉パブリックコメント募集

第7回(平成19年2月27日) パブリックコメントに関する審議

第8回(平成19年3月29日) 最終まとめ

平成19年4月13日 最終報告書公表

情報システムの信頼性向上のための取引慣行・契約に関する研究会

飯塚 顕治	(社)情報サービス産業協会 取引・契約部会部会員 新日鐵ソリューションズ(株) 法務・知財産部法務グループシニアマネージャー
池原 進	日興シティグループ証券(株) 情報システム本部長マネジングディレクター
大谷 和子	(社)情報サービス産業協会 取引・市場委員会・契約部会 部会長 (株)日本総合研究所 法務部長
上山 浩	日比谷パーク法律事務所
木内 里美	大成建設(株) 社長室 理事 情報企画部部長
鈴木 康史	(社)電子情報技術産業協会 ソフト開発モデル契約WG 主査 富士通(株) 法務・知的財産権本部 法務部 法務部長代理
西村 隆	(社)日本情報システム・ユーザー協会 システムに関する契約問題検討委員会 副委員長 東京海上日動火災保険(株) IT企画部 企画室 IT予算グループ 課長
野々垣典男	(社)日本情報システム・ユーザー協会 システムに関する契約問題検討委員会 委員長 (株)JTB情報システム グループIT推進室長
板東 直樹	(社)コンピュータソフトウェア協会 GSAJ/JCSSA情報システムの信頼性向上の 契約等に関する検討会 副主査 アップデートテクノロジー(株) 代表取締役社長
藤原 宏高	ひかり総合法律事務所
松本 美信	(社)電子情報技術産業協会 ソリューションサービス事業委員会 幹事 日本電気(株) 法務部 法務主幹(兼)国内営業BU 契約支援部 部長
御宿 哲也	あおば法律事務所
村上 憲稔	(独)情報処理推進機構ソフトウェアエンジニアリングセンター開発プロセス共有化 部会主査 富士通(株)プロフェッショナルサポートビジネスグループエグゼクティブアーキテクト
◎ 吉田 正夫	三木・吉田法律特許事務所

情報システムの信頼性向上のための取引慣行・契約に関するタスクフォース

- 委員長 上山 浩 日比谷パーク法律事務所
- 委員 稲垣隆一 (社)日本情報システム・ユーザー協会 システムに関する契約問題
検討委員会副委員長 稲垣隆一法律事務所
- 委員 今井鉄男 三木・吉田法律特許事務所
- 委員 岩村浩幸 ハーバード・スミス ロンドンオフィス
- 委員 大谷和子 (社)情報サービス産業協会 取引・市場委員会・契約部会 部会長
(株)日本総合研究所 法務部長
- 委員 鈴木康史 (社)電子情報技術産業協会 ソリューションサービス事業委員会 ソフト開発モデル契約WG 主査 富士通(株) 法務・知的財産権本部 法務部 法務部長代理
- 委員 御宿哲也 あおば法律事務所
- 委員 横山経通 森・濱田松本法律事務所
- 委員 芳仲 宏 (独)情報処理推進機構 ソフトウェアエンジニアリングセンター 開発プロセス共有化部会委員 東京地方裁判所 専門委員 民事調停委員 東京簡易裁判所 民事調停委員

保守・運用プロセスに関するタスクフォース

- 委員長 柚木 勉 富士通(株) 社会基盤ビジネスグループ ソリューション開発センター IT デザインセンター長
- 委員 岩寄 潔 日本電気(株) ニューソリューション開発本部 エグゼクティブエキスパート
- 委員 岩崎新一 日本電気(株) ソフトウェアエンジニアリング本部長
- 委員 菊田志向 富士通(株) システムサポート事業本部 LCMサービス統括部長
- 委員 佐野 隆 富士通(株) 生産革新本部 APMサービスセンター長
- 委員 篠原郁二 日本電気(株) 日本電気(株) 政策調査部 担当部長
- 委員 高柳祐治 (株)日立製作所 情報・通信・グループ 経営戦略室 販売計画本部 受注契約管理部支援G部長代理
- 委員 寺田 透 富士通(株) 政策推進本部 情報通信企画部 担当課長

モデル取引・契約書のポイントと活用による効果

- 情報システムの変質（オープン化、ウェブ化）により情報システムの信頼性・セキュリティ・効率性・リスクマネジメントの向上の必要性は増大。また、情報システムの構築だけでなく、保守・運用まで含めたライフサイクルのマネジメントが必要。
- これらの課題の解決には、個々の情報システム取引におけるベンダ・ユーザー体となった取組が必要。特に、役割分担・責任分担については契約・文書等で明確に合意することが重要。取引のインフラとしてのモデル契約を策定することにより、個々の情報システム取引における適正かつ効率的な契約締結プロセスを促進。
- 契約・文書等を活用してユーザ・ベンダ間の取引の可視化を推進することで、情報システムの信頼性・セキュリティ・効率性・リスクマネジメントを向上。

情報システムの課題

エンドユーザの意向に仕様が左右されるため、仕様の変更が頻繁に起こる。

セキュリティ対策の必要性の増大

個人情報保護・コンプライアンスの必要性の増大

マルチベンダを前提とした取引の対応

パッケージ・OSS等多様な手法への対応

既存システムへのマイグレーション案件の増大、パッケージの組み合わせ利用等に伴いリスク増大。ライフサイクル全般のマネジメントの必要性増大。

ベンダの側ではモジュール化・再利用の進展による生産性の向上が急務。

モデル取引・契約書の中での対応

ベンダ・ユーザの役割分担・責任分担を明確化
仕様変更の手續の整備

セキュリティ要求仕様書の策定

再委託についての配慮事項等の提示

マルチベンダの場合の責任関係の整理

パッケージ・OSS活用の場合の配慮事項

保守運用への対応

損害賠償に関する取り決め

汎用モジュールの著作権をベンダへ留保

活用による効果

役割分担・責任関係の明確化
仕様変更の適正な管理

セキュリティ対策・個人情報保護関連のコンプライアンスの進展

マルチベンダ・多様な情報サービス提供・活用の促進による生産性向上

ライフサイクルマネジメントの進展による効率性・信頼性向上

リスクの可視化マネージメント向上

モジュール化・パッケージ化等による再利用の進展。生産性向上。

- モデル取引・契約書は下記の三つのコンポーネントから構成。それぞれについて「情報システムの信頼性向上に関するガイドライン」(平成18年6月)の内容を反映:

①モデル契約プロセス:情報システム構築・取引のプロセスと契約のプロセスとの関係を整理

- ・ デューデリジェンスの実施から、契約締結、変更管理手続(仕様変更・契約変更)に至るまでの取引ルール。
- ・ 見積時期とリスクとの関係を踏まえて、多段階契約と再見積の考え方を採用。

②モデル契約書(企画・開発、保守・運用):契約の雛形及びコンメンタール

- ・ 情報システム特有の性質、取引慣行を踏まえた、契約書において決定すべき事項やそれを承認・変更する手続的事項。

③ドキュメントモデル:契約以外で利用されるドキュメントのモデル

- ・ モデルプロセス・契約書において、関連するドキュメント(RFP、提案書、セキュリティ要求仕様書、変更提案書管理書等)について、ユーザ・ベンダの双方が具体的なイメージを共有できるように可能な限り詳細に例示。

- モデル取引・契約書<第一版>の前提・対象は下記の通り。パッケージ活用型、反復繰り返し型の開発、中小企業ユーザとの取引等下記の前提と異なる場合の活用については、留意が必要。今後、包括的に検討予定。

- 契約当事者:対等に交渉力のあるユーザ・ベンダを想定
(例) 委託者(ユーザ):民間大手企業、受託者(ベンダ):情報サービス企業
- 開発手法:ウォーターフォールモデル
- 対象システム:重要インフラ・企業基幹システムの受託開発、保守・運用
- プロセス:共通フレーム2007(現在改訂中)による標準化されたシステム企画・開発・運用・保守プロセスによる
- 一括発注の場合に加えて、マルチベンダ形態、工程分割発注に対応

(論点)

- 情報システム開発等の委託に係る契約類型としては準委任・請負がある。両者は下記のような法的な違いがあることに加え、例えば、請負型においてはユーザ側の心理として「丸投げ」という意識が強くなる場合があることが指摘される等役割分担についての意識にも影響を与えるとの指摘がある。これらをふまえて、契約類型を定めることが必要である。

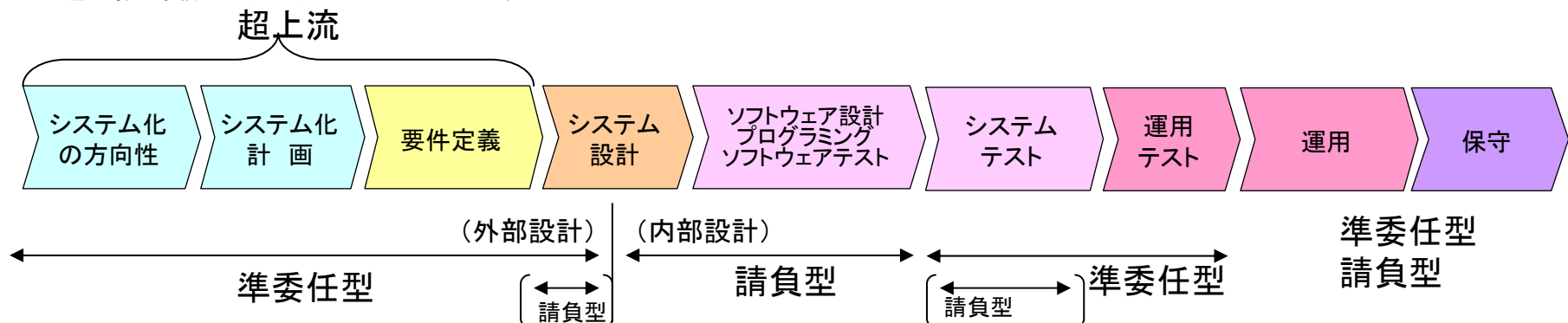
● 準委任と請負の相違

- ✓ **仕事の完成義務**: 請負ではベンダは仕事(受託業務)の完成の義務を負うのに対し、準委任ではベンダは善良な管理者の注意をもって委任事務を処理する義務を負うものの、仕事の完成についての義務は負わない。
- ✓ **瑕疵担保責任**: 請負では、仕事の完成義務を負うので、例えばユーザに完成されたものとして引き渡された成果物に瑕疵があった場合、無過失責任としての瑕疵担保責任を負う。すなわち、このような場合民法(第634条乃至第640条)によれば、注文者であるユーザは修補や損害賠償を請求することができる。また、瑕疵により契約の目的を達成することができないときは契約を解除することができる。これに対して、準委任の場合、仕事の完成義務はないので、請負のような瑕疵担保責任を負うことはない。ただし、事務処理に関して善管注意義務違反があった場合には、債務不履行責任(例えば不完全な履行を完全なものにすることや損害賠償責任など)を負うこととなる

(モデル取引・契約書)

- 理想的なユーザと、ベンダの役割分担としては、ユーザが、企画段階において業務要件及びシステム要件(外部設計に対するインプット)を主体的に決定・明確化し、その上で開発段階において、ベンダが主体となって業務全体に対する利害関係者の要件のうち、システムに関する部分(システム要件)についての仕様化を行う。また、外部設計がユーザによる承認を受けた後の要件追加、仕様変更、未決事項等は変更管理手続に則り、委託料・納期等の協議を実施することが望ましい。このモデルを実現するために、下記の契約類型を基本としながら、各フェーズにおけるユーザ・ベンダの責任分担を、契約書において詳細に規定する。

※実際の契約において、準委任型とするか、請負型とするかは、成果物の特定についての当事者同士の経験や役割分担の遂行能力等に基づき、成果物についての共通理解が事前に十分に成立しているかによる。



(論点)

- 再委託先の選定について事前にユーザーの承諾を必要とするかどうかについては、責任関係の明確化の観点等から意見が分かれる。契約において規定しておくことが重要。

(モデル取引・契約書)

- 再委託におけるユーザの事前承諾を設ける場合(【A案】)と再委託先の選定について原則としてベンダの裁量(但し、ユーザの中止請求が可能。)とする場合(【B案】)の規定を用意するとともに、両案共通にモデル取引・契約書において下記の措置を講じる。

- ① 再委託先の選定は、情報システムの品質を担保するためにユーザに与えられるべき重要な情報であることから、契約書締結前のプロジェクトのプロポーザル・見積段階において、基本的な大口再委託先やオフショア利用等、プロジェクトの推進体制を事前に提案・見積条件として説明する
- ② 再委託先との間で、契約に基づいてプライムベンダがユーザに対して負担するのと同様の義務を、当該再委託先に負わせる契約を締結する
- ③ ユーザ指定の再委託先との責任関係については、ベンダに故意又は重過失がある場合を除き、再委託先の履行についての責任を負わない
- ④ ユーザが再委託先に異議がある場合は、具体的な理由を書面で明示する。

A案【ユーザの承認は必要とする考え方】

特に大規模システム開発の場合、委託先の決定がプロジェクト成功の成否・品質に大きな影響がでること、情報セキュリティ対策の適切な実施を確保する必要性、従業員管理、多重下請などコンプライアンスの観点からも、ユーザの事前承諾を条件とすべき。

B案【ベンダに一任とする考え方】

開発プロセスにおいて、プライムベンダは、自己の責任において、対象システムに関わるスキル、経験、実績等を踏まえて再委託先(履行補助者)を選定。そのため、再委託先に対して、プライムベンダと同様の法令遵守、秘密保持等について必要な措置を講じる義務を課すことで、ベンダに一任されるべき。(法律上は、仕事の完成のために履行補助者を使用するか否かは請負人の裁量である)

(論点)

損害賠償責任の範囲、限度額について、民法の原則に従い相当因果関係の範囲(通常損害及び予見可能な特別事情から生じた特別損害)とすべきか、情報システム構築の特殊性を考慮すべきかについて、議論が分かれる。

【契約で損害賠償責任の範囲等を規定すべきでなく民法の原則によるべきとの議論】

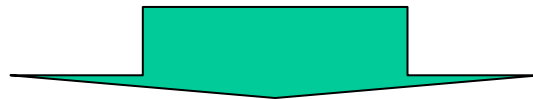
- ①情報システムが、企業活動の本質である「競争優位」を得るためのシステムに移行しており、企業の営業活動に必要不可欠なインフラとなってきたことから、システム開発の中止、稼働開始時期の遅延あるいは障害等による稼働停止の被害のリスクは、民法の原則に則るべき。
- ②実際の紛争においては、特別損害の立証は困難であり、また過失相殺により賠償額は減額されるなど、損害賠償責任は適切な範囲に限局される。本当に上限設定を設けないとベンダ側が無制限のリスクを負うのか。

【情報システム構築の特殊性を考慮して損害賠償責任の範囲、限度額等を契約で規定すべきとの議論】

- ① オープン化の進展により、多数の製造者が提供するハードウェア、ソフトウェアを組み合わせることが一般的となっている情報システムを構築・運用する上で、それらの整合性等を完全に検証する手段がなく、予防手段が限られている。
- ② 情報システムは、ユーザの業務プロセスの変化への対応など、内部的・外部的要因により、構成するハードウェア、ソフトウェアの軽微な変更(例えば、機器部品の交換、バージョンアップ、セキュリティ上の脆弱性に対するパッチ等)が加えられていくが、それらをベンダが管理・支配できる要素が他の物品や役務の提供に比べて限定的である。
- ③ 一定の委託料と納期の範囲で、通常要求される注意義務を越えてリスクを負担することには限界があり、情報システムの障害を極小化するためのコスト(例えば、あらゆるパターンを想定したテストを実施するための費用・期間)とのトレードオフの関係にある。
- ④ 海外の取引慣行(米国・英国)でも責任の範囲・上限を契約書で設定していることが多い。また、海外製品を導入している場合、海外製品の瑕疵によって生じる損害のリスクをベンダがライセンサー(海外製品の供給者)に転嫁することができず、ベンダ自身が負わざるを得ないのが実態である。

(モデル取引・契約書)

- 情報システムの信頼性の向上の観点からは、「障害の種別・当初合意されていた信頼性・安全性水準によって、情報システム利用者及び情報システム供給者の責任の度合いが大きく異なる」ことを前提に、「損害賠償の範囲・賠償上限額等の損害の負担のあり方」等を規定することが重要である(「信頼性ガイドライン」を参照。)
- この前提となっているのは、信頼性の向上のためには、ユーザとベンダの双方が、リスクの性質・規模を的確に認識し、管理の仕方を検討することが重要であるということである。両者が責任の負担を検討することにより、リスクを軽減するための具体的な対策(例えば、十分なテスト期間の確保、データの二重化、運用回避策等)や、保険制度等によるリスクヘッジの必要性・コストを十分に検討することが期待される。



- ① 損害賠償責任については、契約書締結前のプロポーザル・見積段階において、事前に提案・見積条件として説明する。
- ② 具体的な損害賠償の上限額、瑕疵担保期間、債務不履行責任による損害賠償請求の期間については、個々の情報システムの特性等に応じて定められるものであるため、モデル契約書においては、具体的な範囲・限度額・期間を個別に決定できるように記述する。

(論点)

- 開発されたプログラムの著作権を、ベンダに留保するか、契約によりユーザに移転するかについて合意する必要がある。

【ユーザに帰属させるべきとの議論】

- ①成果物において、開発作業に協力したユーザ情報が含まれており、ユーザのノウハウの流出を防止(特に、ユーザの競合他社)する必要がある。
- ②開発費用をユーザが負担している。
- ③ベンダが倒産した場合、破産管財人によりソフトウェア著作権のライセンス契約が解除されるおそれがある。解除された場合、ユーザはソフトウェアの使用を中止し、新たにソフトウェアを開発し直さなければならなくなる。

【ベンダに帰属させるべきとの議論】

- ①ベンダに著作権を帰属させることにより、社会的な生産効率の向上(ベンダの横展開(パッケージ化、共通モジュールの再利用等))とともに、プログラムの部品化、標準化等により情報システムの信頼性向上を図ることが可能となる。
- ②ベンダに秘密保持義務を課すことでユーザのノウハウ流出防止を図ることが可能であり、“ノウハウ流出防止＝著作権のユーザ帰属”ではない。
- ③公正取引委員会の役務取引ガイドラインに基づき、著作権の譲渡に関する対価を含めた譲渡契約が成立すれば理論的には対等な取引条件といえるが、通常は、情報システム構築の委託契約において、明示的に権利移転の対価は含まれていないので対等な取引条件とはいえない。
- ④プログラムの著作物についての一定の改変、複製・翻案は、複製物の所有者に対しても著作権法により許容されており、著作権を有しないユーザが情報システム子会社その他アウトソーシングベンダに保守運用を委託することは可能である。倒産における著作権の帰趨については、対抗要件を具備する制度は存在しないものの、ソースコードや付帯するドキュメントの開示・交付を受けることは、納入物にソースコードを明記するか、エスクロウ制度の活用により対応可能である。

(モデル取引・契約書)

汎用的な利用が可能なプログラム等の著作権をベンダへ帰属させることを前提として下記の三案を提示

A案:ベンダにすべての著作権を帰属させる場合

B案:汎用的な利用が可能なプログラム等の著作権をベンダへ、それ以外をユーザに権利を帰属させる場合

C案:汎用的な利用が可能なプログラム等の著作権をベンダへ、それ以外を共有とする場合

各案共通して下記の措置が必要。

- ① 著作権を含む知的財産権の帰属について、契約書締結前のプロポーザル・見積段階において、事前に提案・見積条件として説明する。
- ② プログラムに関する著作権について、ベンダが将来のソフトウェア開発に再利用できるように、同種のプログラムに共通に利用することが可能であるプログラムに関する権利(ベンダが従前より権利を有していたもの及び本件業務により新たに取得したものを含む。)及びベンダが従前から保有していたプログラムに関する権利は、ベンダに留保されるものとする。ベンダは、契約に定める秘密保持義務に反しない限り、他のソフトウェア開発においても汎用プログラム等を第三者に許諾し、又はパッケージ化して販売することを可能とする。
- ③ ユーザは、秘密保持義務の及ぶ範囲を明確化する。
- ④ ベンダの秘密保持義務は、情報システム構築後の関連プログラムの権利の再利用にまで及ぶものであり、秘密保持義務が優先されるものであることを明確化する。

(論点)

第三者ソフト・OSSの利用については、①当該ソフトウェアそのものの瑕疵に起因するリスク及び②システムとの組み合わせに起因するリスクが存在。そのリスクの分担について契約において規定することが必要。

(モデル取引・契約書)

・ベンダが第三者ソフト及びFOSSの瑕疵の有無を管理することは非常に困難である場合が多いが、取引のパターンとして、ユーザが特定の製品を予め指定する場合、価格・機能の条件を指定しその中からベンダが選定する場合、ベンダが自ら選定する場合があります、それぞれの場合でベンダの責任の範囲が異なってくる。

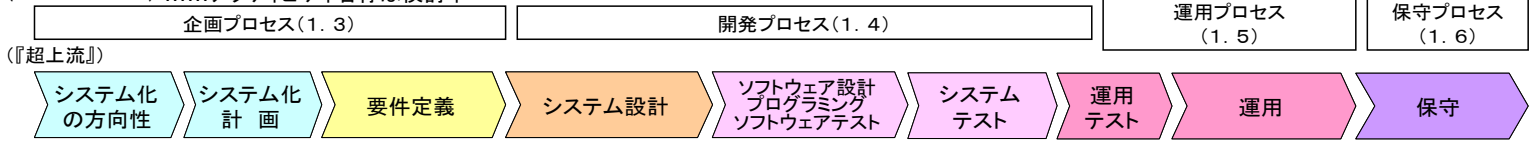
- ① 第三者ソフト及びFOSS自体の瑕疵に起因するリスクは、当該第三者とユーザとの契約で対処すべき問題。他方、ユーザに第三者ソフト及びFOSSの選定の知見等がなく、ベンダがユーザに導入の可否について判断機会及び判断を行うために、合理的に必要とされる情報を与えることなく自主的判断で選択した場合については、ベンダも一定の責任を負う(特に、ベンダは当該ソフトの選定(利用方法、機能上・利用上の制限、保証期間等)について、専門家としての情報提供義務を契約上の責任として負う。)
- ② 他のシステムとの組み合わせに起因するリスクは、システムインテグレーションを担当するベンダが負うべきであるが、原因の特定が困難であることが多く、トラブル原因の切り分けを含めた原因究明の手続きを定めておく必要がある。

信頼性向上・取引可視化のための「モデル取引・契約書」の全体像

《フェーズ》

(SLCP-2007) アクティビティ名称は検討中

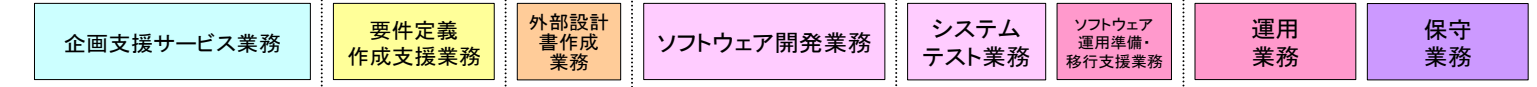
(各フェーズにおける論点のマッピング)



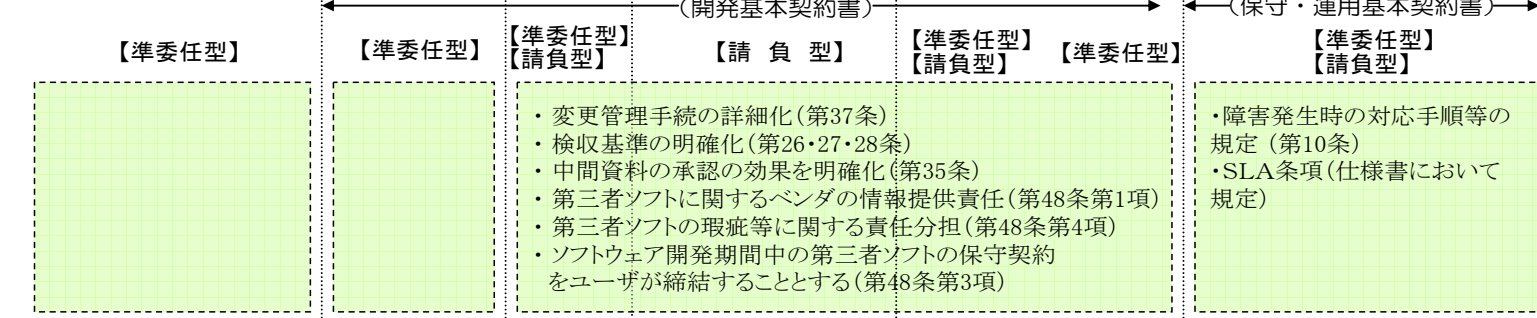
《契約プロセス》(例)



《モデル契約書雛形》



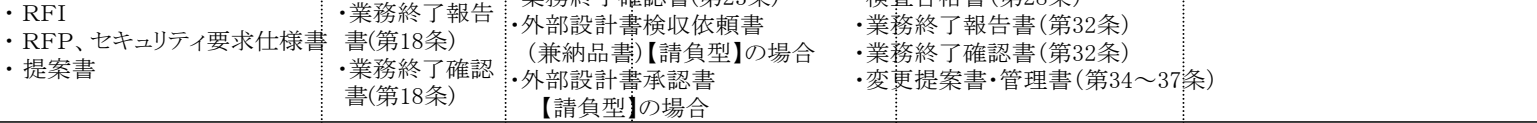
○ 基本契約書



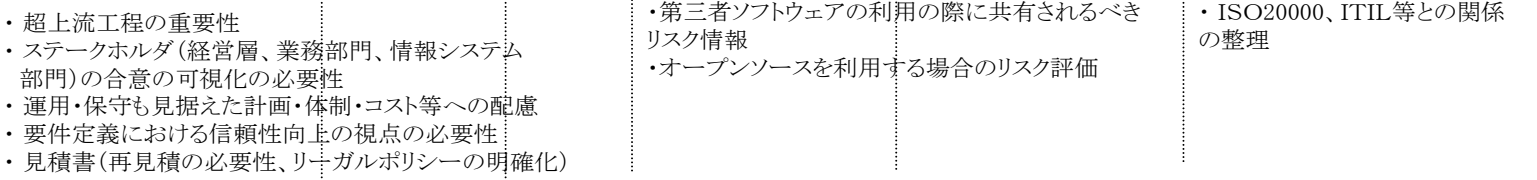
○ 個別契約書



《モデルドキュメント》



《契約プロセスガイド／条文解説の記載事項》



○ 各フェーズ共通事項等

- ・プロセス・用語の定義の明確化
- 《契約プロセス・手続き規定》
 - ・多段階契約と再見積りの考え方を採用
 - ・LOI(仮発注合意書)モデルを策定
 - ・マルチベンダ方式、分割発注時の考慮事項の整理
- 《責任関係》
 - ・ユーザ・ベンダの役割分担の明確化(第8条関係(作業責任分担))
 - ・プロジェクトマネジメントの責任(第13条)
 - ・未決事項の確定手続・時期の明確化(第36条)
 - ・セキュリティ対策の責任の明確化(第50条)
- 《主要論点整理》
 - ・フェーズの分類と契約類型
 - ・再委託におけるユーザ承諾の要否(第7条)
 - ・損害賠償責任(第53条)
 - ・著作権の帰属(第45・46条)
 - ・第三者ソフトウェアに関わる瑕疵(第48条)
- 《その他》
 - ・工程分割発注分割発注を前提とした規定(例)要件定義書の精査・修正、変更の協議不調に伴う契約終了

- ・ **システムライフサイクルプロセスの体系化**

経済産業省及びIPA(独立行政法人 情報処理推進機構)/SEC(ソフトウェア・エンジニアリング・センター)は、ユーザ・ベンダ間のシステムライフサイクルプロセスの共有化に向けて、研究会の成果を踏まえつつ、保守・運用プロセスの可視化を含めた共通フレームの体系化を行うことが望まれる。

- ・ **モデル取引・契約書の定期的な見直し・多様な契約のあり方についての検討**

経済産業省は、研究会で策定されたモデル契約プロセス、モデル契約書、モデルドキュメントの定期的な見直しを行う。また、保守・運用プロセスの体系化を踏まえた保守・運用サービスに対応したモデル取引・契約書、パッケージ活用型、中小企業ユーザとの契約、ソフトウェアモジュールの再利用を促進する観点、パフォーマンスベース契約の観点等の多様な契約のあり方等についても検討を行う。

- ・ **多様な開発モデルにおける契約のあり方についての検討**

経済産業省は、ウォーターフォールモデル以外の開発モデルが活用されている実態を踏まえて、反復繰り返し型等の開発モデルに基づいた契約のあり方について、信頼性の向上・取引の可視化の観点から検討を行う。

- ・ **ADR(裁判外紛争処理)の活用**

ユーザ・ベンダの責任分担とその履行等について、専門的・技術的視点による詳細な事実認定、並びに当事者間の話し合い及び調整といった機能・プロセスが必要となる場合、紛争処理を迅速かつ柔軟に行うことが可能であるADRの活用・促進が望まれる。なお、モデル契約書においては、紛争処理方法について、仲裁によることを原則としている。

- **政府調達における活用**

経済産業省は、研究会の成果を踏まえて、積極的に調達に活用することに加え、政府調達における活用方策を検討する。

- **信頼性評価指標への活用**

経済産業省及びIPA/SECは、現在策定中の情報システムの信頼性評価指標において、モデル契約書に定める主要事項の準拠に対する取組レベルを診断し、可視化することが望まれる。

- **保険制度の創設の検討**

モデル契約の活用・普及によるユーザ・ベンダの情報システムに関するリスク認識の向上、顕在化するリスクへの対応のために、モデル契約書及び前述の信頼性評価指標等を被保険者の個別審査に活用した保険商品が設計されることが望まれる。

- **業界団体等における普及・啓発**

ユーザ・ベンダを代表する各業界団体においては、信頼性ガイドラインにおいて定められた対策及び留意事項の実施、研究会での議論を最大限尊重した取引慣行の確立に向けて、啓発活動を行うことが望まれる。

また、パッケージを中心としたシステム導入の場合や反復繰り返し型の開発の場合、中小企業ユーザにおける活用の場合等、本モデル取引・契約書で十分カバーできていない論点について、業界団体を中心としてさらに議論が深められることが望まれる。